大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セラビ白石

白石市八幡町11番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

株式会社ジャスト 代表取締役 大場雅彦

福島県福島市黒岩字浜井場31番地

みやぎ生活協同組合 代表理事 尾川輝敏

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 騒音について

騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設(法施行令別表第一)を設置する場合は、同法に基づく届出を設置工事着手予定日の30日前までに提出すること。

(2) 廃棄物について

白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第三条に基づき、事業者は、その 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、 その処理に関する技術の開発に努めるようにすること。

また、生じた廃棄物は、仙南地域広域行政事務組合が指定する処理施設に直接搬入するか、市の許可を有する一般廃棄物処理業者に依頼して適正に処理すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所

6 縦覧期間

令和6年6月11日から令和6年7月11日まで(ただし、閉庁日を除く。)